

非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律案

(傍線部分は改正部分)

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号) (抄)

改正案	現行
第二百二十九条 削除	<p>第二百二十九条 変死者又は変死の疑のある死体があるときは、その所在地を管轄する地方検察庁又は区検察庁の検察官は、<u>検視をしなければならぬ。</u></p> <p>2 検察官は、<u>検察事務官又は司法警察員に前項の処分をさせることができる。</u></p>

改正案	現行
<p>（非自然死体密葬）</p> <p>第九十二条 非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律（平成十九年法律第 号）第二条第一項に規定する死因究明調査を経ないで同法第一条に規定する非自然死体を葬つた者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。</p>	<p>（変死者密葬）</p> <p>第九十二条 検視を経ないで変死者を葬つた者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。</p>

改正案	現行
<p>第九十二条 死亡者の本籍が明らかでない場合又は死亡者を認識することができない場合には、警察官は、<u>死因究明調書</u>を作り、これを添付して、遅滞なく死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならぬ。</p> <p>2 3 （略）</p>	<p>第九十二条 死亡者の本籍が明らかでない場合又は死亡者を認識することができない場合には、警察官は、<u>検視調書</u>を作り、これを添付して、遅滞なく死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならぬ。</p> <p>2 3 （略）</p>

改正案	現行
<p>第一条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。</p> <p>一〜十八（略）</p> <p>十九 正当な理由がなくて非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律（平成十九年法律第 号）第一条に規定する非自然死体又は死胎の現場を変えた者</p> <p>二十〜三十四（略）</p>	<p>第一条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。</p> <p>一〜十八（略）</p> <p>十九 正当な理由がなくて変死体又は死胎の現場を変えた者</p> <p>二十〜三十四（略）</p>

改正案

現行

（臓器の摘出の制限）

（臓器の摘出の制限）

第七条 医師は、前条の規定により死体から臓器を摘出しようとする場合において、当該死体について非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律（平成十九年法律第 号）第二条第一項に規定する死因究明調査（以下「死因究明調査」という。）又は犯罪捜査に関する手続が行われるときは、当該死因究明調査又は当該手続が終了した後でなければ、当該死体から臓器を摘出してはならない。

第七条 医師は、前条の規定により死体から臓器を摘出しようとする場合において、当該死体について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第二百二十九条第一項の検視その他の犯罪捜査に関する手続が行われるときは、当該手続が終了した後でなければ、当該死体から臓器を摘出してはならない。

附則

附則

（検討等）

（検討等）

第二条（略）

第二条（略）

2（略）

2（略）

3 関係行政機関は、第七条に規定する場合において同条の死体が第六条第二項の脳死した者の身体であるときは、当該脳死した者の身体に対する死因究明調査又は犯罪捜査に関する手続と同条の規定による当該脳死した者の身体からの臓器の摘出との調整を図り、死因究明調査又は犯罪捜査に関する活動に支障を生ずること

3 関係行政機関は、第七条に規定する場合において同条の死体が第六条第二項の脳死した者の身体であるときは、当該脳死した者の身体に対する刑事訴訟法第二百二十九条第一項の検視その他の犯罪捜査に関する手続と第六条の規定による当該脳死した者の身体からの臓器の摘出との調整を図り、犯罪捜査に関する活動に支

なく臓器の移植が円滑に実施されるよう努めるものとする。

障を生ずることなく臓器の移植が円滑に実施されるよう努めるものとする。

改正案	現行
<p>（国税庁監察官の行う捜査） 第二十七条（略）</p> <p>2 前項の捜査については、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）の規定を適用する。ただし、逮捕、差押え、<u>搜索及び検証</u>並びに同法第二百二十四条第一項及び第二百二十五条第二項の規定による請求は、<u>することができない。</u></p> <p>3～7（略）</p>	<p>（国税庁監察官の行う捜査） 第二十七条（略）</p> <p>2 前項の捜査については、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）の規定を適用する。ただし、逮捕、差押え、<u>搜索、検証及び検視</u>並びに同法第二百二十四条第一項及び第二百二十五条第二項の規定による請求は、<u>することができない。</u></p> <p>3～7（略）</p>

改正案	現行
<p>第二条 死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 二（略）</p> <p>三 削除</p> <p>四 五（略）</p> <p>七 非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律（平成十九年法律第 号）第四条第一項の規定により解剖する場合</p> <p>二 三（略）</p> <p>第七条 死体の解剖をしようとする者は、その遺族の承諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。</p> <p>一 二（略）</p> <p>三 第二条第一項第四号に該当する場合</p> <p>四 五（略）</p> <p>六 非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律第四条</p>	<p>第二条 死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 二（略）</p> <p>三 第八条の規定により解剖する場合</p> <p>四 五（略）</p> <p>二 三（略）</p> <p>第七条 死体の解剖をしようとする者は、その遺族の承諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。</p> <p>一 二（略）</p> <p>三 第二条第一項第三号又は第四号に該当する場合</p> <p>四 五（略）</p>

第一項の規定により解剖する場合

第八条 削除

第八条 政令で定める地を管轄する都道府県知事は、その地域内における伝染病、中毒又は災害により死亡した疑のある死体その他死因の明らかでない死体について、その死因を明らかにするため監察医を置き、これに検案をさせ、又は検案によつても死因の判明しない場合には解剖させることができる。但し、変死体又は変死の疑がある死体については、刑事訴訟法第二百二十九条の規定による検視があつた後でなければ、検案又は解剖させることができない。

2 前項の規定による検案又は解剖は、刑事訴訟法の規定による検証又は鑑定のための解剖を妨げるものではない。

改正案

現行

<p>（警察の責務）</p> <p>第二条 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、非自然死体（非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律（平成十九年法律第<u>号</u>）第一条に規定する非自然死体をいう。以下同じ。）の死因等（同条に規定する死因等をいう。以下同じ。）の究明、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に<u>当たる</u>ことをもつてその責務とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（任務及び所掌事務）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 国家公安委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>六の二 非自然死体の死因等の究明に関する<u>こと</u>。</p> <p>七 二十五 （略）</p> <p>三 四 （略）</p>	<p>（警察の責務）</p> <p>第二条 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に<u>当る</u>ことをもつてその責務とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（任務及び所掌事務）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 国家公安委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>七 二十五 （略）</p> <p>三 四 （略）</p>
--	---

(内部部局)

第十九条 警察庁に、長官官房及び次の六局を置く。

生活安全局

刑事局

非自然死体死因究明局

交通局

警備局

情報通信局

2

(略)

(非自然死体死因究明局の所掌事務)

第二十三条の二 非自然死体死因究明局においては、警察庁の所掌事務に関し、非自然死体の死因等の究明に関する事務をつかさどる。

(交通局の所掌事務)

第二十三条の三 交通局においては、警察庁の所掌事務に関し、交通警察に関する事務をつかさどる。

(内部部局)

第十九条 警察庁に、長官官房及び次の五局を置く。

生活安全局

刑事局

交通局

警備局

情報通信局

2

(略)

(新設)

(交通局の所掌事務)

第二十三条の二 交通局においては、警察庁の所掌事務に関し、交通警察に関する事務をつかさどる。

